

## **税関当局の協力に関する 日本国税関当局とオーストリア共和国連邦財務省関税局との間の協力覚書**

日本国税関当局及びオーストリア共和国連邦財務省関税局（以下「両税関当局」という。）は、それぞれの国内法令に従って、

二千八年一月三十日に作成され二千八年二月一日に発効した税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定を考慮し、

両国の経済上、財政上、社会上、文化上及び商業上の利益を害する関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため並びに両国間の貿易を促進するため、両税関当局間の協力を発展させ、及び強化することの必要性を認識し、

両税関当局間の緊密な協力及び迅速な対応が、貿易を円滑化し、及び関税法令違反の防止をより効率的にすることを確信し、

関税法令違反の防止の分野及び貿易円滑化における知識及び経験の相互の交換によって、両税関当局間の協力を向上し、及び強化することの重要性を考慮し、

麻薬、向精神薬及び前駆物質の不正取引に関連した犯罪の防止並びに正当な貿易の円滑化の双方が引き続き両税関当局の主要な任務であること並びにこの分野における協力が重要であることを認識し、

次のとおりの認識に達した。

### **第 1 項**

- (1) 両税関当局は、自己の発意により又は要請に応じ、関税法令の適正な適用の確保に必要な情報並びに税関分野における新たな進展及び作業方法に関連する情報を相互に交換する。
- (2) この覚書に基づく全ての措置は、それぞれの税関当局の国の法令に従い、かつ、その権限及び利用可能な資源の範囲内で、提供され、及び実施される。

- (3) この特定の目的のため、両税関当局は、必要に応じ、認められた連絡先の名簿の交換を行う。

## 第2項

両税関当局は前項（3）に従って指定された連絡先を通じ、入手可能な範囲で、次の事項に関する情報を相互に交換する。

- A. 日本とオーストリアとの間の定期航空便を有する空港における関税法令違反及び当該航空便に係る関税法令違反のいずれかであって、特に次のもの
- (a) 特にたばこ製品、偽造品、麻薬、向精神薬及びそれら薬物の前駆物質又は爆発物及び銃器といった物品の疑わしい又は既に知られている不正取引
  - (b) 関税法令の違反に該当する又は関税法令の違反の疑いがある物品の移動（旅客の手荷物、コンテナ及び航空機による移動であって、物品（特にたばこ製品、偽造品、麻薬、向精神薬及びそれら薬物の前駆物質又は爆発物及び銃器）の不正取引に使用される疑いがある又は使用されることが既に知られているものを含む。）
  - (c) A.に規定する空港における通過、到着又は出発に係る関税法令違反に関する他の問題
  - (d) 現金及びその他の流動資産（金、宝石類その他貴金属等を含む。）の国境を超える輸送
  - (e) 物品の輸入、輸出又は通過に関する関連の手續並びに両税関当局が適用する義務を負う禁止及び制限に関する規則に対する違反
  - (f) 物品の不正取引への対応方法並びに新たな機器及び手續の使用に関する情報及び経験の交換
  - (g) 犯則及び密輸者により用いられる隠匿方法の新たな傾向
  - (h) 高級品、電化製品及び有名ブランド品等、高額の関税、税又は手数料が課

される物品

## B. 中央レベルの税関

- (a) それぞれの税関当局の組織及び管理
  - a. 戦略
  - b. 課題
  - c. 目的による管理及び結果の指標
  - d. 品質管理
- (b) 機器、基盤及び新たな技術
- (c) 税関分野における研修及び教育
- (d) この覚書の対象となるその他の相互の関心事項

### 第3項

- (1) 両税関当局は、それぞれの税関当局の国の関係法令及び手続に従って、この覚書に規定された直接の情報交換を円滑化するために必要な措置をとる。
- (2) さらに、両税関当局は、関税法令違反の防止及び貿易の円滑化における経験を共有するために必要な措置をとる。これには、利用可能な資源に従い、職員による相互訪問の実施についても含めることができる。

### 第4項

- (1) この覚書に従って入手した情報は本覚書の目的のためにのみ使用される。一方の税関当局が他の目的のために当該情報を使用することを希望する場合には、当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。そのような使用に当たっては、当該税関当局の定めるいかなる制限にも従うものとする。
- (2) この覚書に従って入手したいかなる情報も、秘密のものとして取り扱うも

のとし、当該情報を入手した税関当局の法律に基づき同種の情報が適用を受ける保護と少なくとも同程度の保護の適用を受ける。

- (3) (1)の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、情報を受領する税関当局は、この覚書に従って受領した情報を、情報を受領する税関当局の国の関連する法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は当該情報を関税法令の適正な適用のためにのみ使用することができ、また (4) 及び (5) に定める条件に従うものとする。
- (4) この覚書の規定に従って一方の税関当局から他方の税関当局に提供される情報については、当該他方の税関当局は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用しない。ただし、当該他方の税関当局が当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得ている場合は、この限りでない。
- (5) この項の規定は、情報を入手した税関当局の国の国内法令により必要とされる限度において、この覚書の規定に従って提供された情報が使用され、又は開示されることを妨げるものではない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対し、その使用又は開示について事前に通報する。
- (6) 両税関当局は、情報の提供が次に該当する場合、この覚書の規定に従って情報の提供を拒否することができる。
  - (a) 主権、公の秩序、安全その他の重大な利益を害するおそれがある場合
  - (b) 正当な産業上、商業上若しくは職業上の利益を侵害し、又は害する場合
  - (c) 情報の要請を受けた税関当局の国の法令に反することになる場合
  - (d) 法執行を妨げる場合

## 第5項

この覚書に基づく他方の税関当局からの要請を実施するに当たって被要請税関当局において必要となる経費については、当該被要請税関当局が負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、両

税関当局は、要請を実施する条件及び費用を負担する方法を決定するために協議する。

## 第6項

この覚書の実施に関して問題が生ずる場合には、両税関当局間で友好的に解決する。

## 第7項

この覚書には法的拘束力はなく、また、義務を生じさせることを意図するものではない。両税関当局の国の国内法令は、この覚書による決定に優先する。

## 第8項

この覚書は、両税関当局の双方の書面による同意によってのみ修正することができる。当該修正は次項に基づき開始し、この覚書の不可分の一部を成す。

## 第9項

- (1) この覚書は、両税関当局による署名をもって開始し、無期限に継続する。ただし、いずれかの税関当局が他方の税関当局に対し、終了の日から少なくとも3箇月前に、この覚書を停止する意図を書面により通告する場合は、この限りではない。
- (2) この覚書の終了は、この覚書に基づき実施中の計画又は活動の期間に影響しない。

2019年5月7日にウィーンで、ひとしい価値を有する日本語、ドイツ語及び英語により本書二通に署名した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国税関当局のために

オーストリア共和国税関当局のために

.....

.....